

質問に対する回答②⑤

2024/7/23

滋賀県土木交通部道路整備課

工事名：令和6年度 第A706-5号 杉本余呉線補助道路整備工事

番号	質問事項	回答
1	<p>質問回答に対する回答⑭番号1には、『…記入する表の外枠の横幅や高さ、…は変更しないでください。』と回答されております。また、質問に対する回答⑰番号1では『…、様式第8-1号～第8-4号の＜参考資料＞について、余白を狭めて、記入欄を拡げてもよろしいでしょうか。』の質問に対し、『質問に対する回答⑭番号1をご確認ください。』と回答されております。そこで、以下の内容について確認をお願いいたします。</p> <p>①行の高さ(求める視点に関する着目点、対策、効果等の記載欄)を変更すると、元の外枠の高さとズレが生じてしまいます。記入欄の外枠高さの指定寸法、または、「求める視点に関する着目点～【効果】」までに記載できる最大行数があれば、ご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>記入欄の外枠高さの指定寸法や最大行数は指定しません。行の高さ(求める視点に関する着目点、対策、効果等の記載欄)を変更するときに生じる元の外枠の高さととのずれについては、禁止事項として扱いません。</p>
2	<p>②様式第8-1号～第8-4号の＜参考資料＞は欄外の注意書きの下にスペースがありますが、参考資料についても外枠の高さの変更は禁止という認識でよろしいでしょうか(欄外の注意書きは削除しない)。参考資料は評価対象外ですが外枠の高さを変更した場合は、様式第8-1号～第8-4号の技術提案書そのものが評価対象外などになるのでしょうか。</p>	<p>様式第8-1号＜参考資料＞～様式第8-4号＜参考資料＞について、外枠の高さは変更しないでください。</p>